

# 福島市議会災害対策会議設置要綱

最近改正 平成29年3月1日議長決裁

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、福島市議会基本条例（平成26年条例20号）第6条第2項に規定する、議会としての対応策を協議又は調整するための会議として、福島市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (設 置)

第2条 議長は、次の場合に、福島市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第159条第2項ただし書きに規定する協議等の場として、災害対策会議を設置することができる。

- (1) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大する恐れがあるとき。
- (2) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき。
- (3) 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (4) 火山活動が活発化し、大規模な噴火又はその恐れがあるとき。
- (5) 放射性物質が拡散し避難が予想されるとき。
- (6) その他議長が必要と認めるとき。

2 議長は、災害対策会議を設置したときは、市長に通知するものとする。解散したときも、同様とする。

3 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

## (組 織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長及び各会派の代表者並びに議会運営委員長、各常任委員長をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。

## (会 議)

第4条 災害対策会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要と認める場合は、その他の議員の参加を求めることができる。

3 議長は、各会派の代表者が欠席するときは、当該代表者が所属する会派から代理の者を出席させることができる。

4 議長は、議会運営委員長、各常任委員長が欠席するときは、当該委員会から代理の者を出席させることができる。

(所掌事務)

第5条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報を収集・整理し、福島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）へ提供を行うこと。
- (2) 災害対策本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと。
- (3) 災害対策本部からの依頼事項についての対応に関すること。
- (4) 災害対策本部へ要望及び提言を行うこと。
- (5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと。
- (6) その他、議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(公開)

第7条 災害対策会議は、原則として公開とする。

(傍聴)

第8条 災害対策会議の傍聴の取扱いは、福島市議会委員会傍聴規則（平成17年議会規則第1号）に準ずる。

(記録)

第9条 議長は、職員に、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。